

宗教上等の理由で輸血（血液製剤を含む）拒否される患者さまへ

星ヶ丘医療センター（以下、「当院」という。）では、宗教上等の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血治療（注1）」の方針に基づき、以下のとおり対応いたします。

1. 無輸血治療のために最善の努力を尽くしますが、輸血（血液製剤を含む。）により生命の危険が回避できると判断した場合には輸血を実施いたします。その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施いたします。
2. 「免責証書」等、「絶対的無輸血治療（注2）」に同意する文書には、署名いたしません。
3. 以上の方針は、患者の意識の有無、成年・未成年の別に関わらず適応します。
4. 患者（自己判断が困難な場合にはご家族などの代諾者）に対して、当院の方針を十分に説明し、理解を得られるよう努力いたしますが、どうしても同意が得られない場合には、ご希望に対応できる医療機関での治療をお勧めします。
5. その場合の転院先は、患者（代諾者）が決定してください。その際に必要な診療情報提供書は当院が作成いたします。

（注1）【相対的無輸血治療】

患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

（注2）【絶対的無輸血治療】

患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

2019年12月25日

星ヶ丘医療センター 院長